

継続教育の受講と資格喪失について

※2017年度末に受けた2回目の警告より警告の取消制度（2017年4月新設制度）が適用されます。  
2017年度末に2回目の警告を受けた方が、資格を継続するためには2018年度に60ポイントの取が必要になります。

受講管理期間（5年間）

